

第2 連結納税基本通達関係

平成15年2月28日付課法2 - 3ほか1課共同「連結納税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 資本等の金額及び資本等取引

改 正 後	改 正 前
<p>(資本の増加の日)</p> <p>1 - 7 - 1</p> <p>(1) 払込み又は現物出資による増資の場合(3)に該当する場合を除く。)</p> <p>払込期日(現物出資の場合には、現物出資の目的となった財産の給付の期日)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p> <p>(3)</p>	<p>(資本の増加の日)</p> <p>1 - 7 - 1</p> <p>(1) 払込み又は現物出資による増資の場合(3)に該当する場合を除く。)</p> <p>払込期日(現物出資の場合には、現物出資の目的となった財産の給付の期日)。ただし、株式会社にあっては、当該払込期日の翌日</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p> <p>(3)</p>

14

二 棚卸資産の取得価額

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p>(賞与引当金と使用人賞与の原価算入の関係)</p> <p>5 - 1 - 7 連結法人が賞与引当金勘定を設けた連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)の翌連結事業年度において賞与を支給した場合には、その支給した賞与の額の原価算入については、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次による。</p> <p>(1) その支給した賞与のうち製造原価に算入すべきものの額が賞与引当金勘定の金額(製造原価に算入した金額に限る。)を超える場合には、その超える部分の金額については製造原価に算入し、当該賞与引当金勘定の金額</p>

(法令に基づき交付を受ける給付金等の額の製造原価からの控除)

5-1-7

(副産物、作業くず又は仕損じ品の評価)

5-1-8 5-1-8

に達するまでの金額については製造原価に算入しない。

(2) その支給した賞与の額で製造原価に算入すべきものが当該賞与引当金勘定の金額以下であるときは、その賞与の額は製造原価に算入しない。

(法令に基づき交付を受ける給付金等の額の製造原価からの控除)

5-1-8

(副産物、作業くず又は仕損じ品の評価)

5-1-9 5-1-9

三 減価償却資産の範囲

改 正 後	改 正 前
(電気通信施設利用権の範囲)	(電気通信施設利用権の範囲)
6-1-12	6-1-12
..... <u>電気通信事業法施行規則第2条第2項第1号から第3号まで</u> <u>電気通信事業法施行規則第3条第2項(電気通信役務の種類)</u>
<u>(用語)に規定する電気通信役務の提供を受ける権利</u>	<u>の表に掲げる役務の提供を受ける権利</u>

四 固定資産の取得価額等

改 正 後	改 正 前
(電話加入権の取得価額)	(電話加入権の取得価額)
6-3-24 <u>電気通信事業者</u>	6-3-24 <u>第一種電気通信事業者</u>

五 特殊な資産についての償却計算

改 正 後	改 正 前
<p>(再リース期間)</p> <p>6 - 6 - 15 令第48条第1項第6号.....</p> <p>(見積残存価額)</p> <p>6 - 6 - 16 連結法人が、令第48条第6項第2号《見積残存価額の意義》.....同条第1項第6号.....</p>	<p>(再リース期間)</p> <p>6 - 6 - 15 令第48条第1項第7号.....</p> <p>(見積残存価額)</p> <p>6 - 6 - 16 連結法人が、令第48条第2項《見積残存価額等の意義》.....同条第1項第7号.....</p>

六 資産の評価損

改 正 後	改 正 前
<p>(上場有価証券等以外の有価証券の発行法人の資産状態の判定)</p> <p>8 - 1 - 19</p> <p>(1)</p> <p>イ</p> <p>ロ 破産法の規定による破産手続開始の決定があったこと。</p> <p>ハ</p> <p>ニ</p> <p>(2)</p> <p>注)</p>	<p>(上場有価証券等以外の有価証券の発行法人の資産状態の判定)</p> <p>8 - 1 - 19</p> <p>(1)</p> <p>イ</p> <p>ロ 破産法の規定による破産の宣告があったこと。</p> <p>ハ</p> <p>ニ</p> <p>(2)</p> <p>注)</p>

七 報酬、給料、賞与及び退職給与等

改 正 後	改 正 前
<p>(退職給与の打切支給)</p>	<p>(退職給与の打切支給)</p>

8 - 2 - 32確定拠出年金制度.....

(注)

8 - 2 - 32適格退職年金制度.....

(注)

八 保険料等

改 正 後	改 正 前
<p>(社会保険料の損金算入の時期)</p> <p>8 - 3 - 2</p> <p>(1)</p> <p>(2) 厚生年金保険法第138条《掛金》の規定により徴収される掛金(同条第5項《設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収》又は第6項《解散時の掛金の一括徴収》の規定により徴収される掛金を除く。)又は同法第140条《徴収金》の規定により徴収される徴収金</p> <p><u>注</u> 同法第138条第5項又は第6項の規定により徴収される掛金については、納付義務の確定した日の属する事業年度の損金の額に算入することができる。</p>	<p>(社会保険料の損金算入の時期)</p> <p>8 - 3 - 2</p> <p>(1)</p> <p>(2) 厚生年金保険法第138条《掛金》の規定により徴収される掛金又は同法第140条《徴収金》の規定により徴収される徴収金</p>

17

九 貸倒損失

改 正 後	改 正 前
<p>(金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)</p> <p>8 - 6 - 1</p> <p>(1)</p> <p>(2) 商法の規定による特別清算に係る協定の認可又は整理計画の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額</p> <p>(3)</p>	<p>(金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)</p> <p>8 - 6 - 1</p> <p>(1)</p> <p>(2) 商法の規定による特別清算に係る協定の認可若しくは整理計画の決定又は破産法の規定による強制和議の認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額</p> <p>(3)</p>

改 正 後	改 正 前
(4)	(4)

十 その他の経費

改 正 後	改 正 前
<p>(資産に計上した入会金の処理)</p> <p>8 - 8 - 12</p> <p>(注)</p> <p>.....破産手続開始の決定等.....</p>	<p>(資産に計上した入会金の処理)</p> <p>8 - 8 - 12</p> <p>(注)</p> <p>.....破産宣告等.....</p>

十一 借地権の設定等に伴う連結所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(複利の方法による現在価値に相当する金額の計算)</p> <p>16 - 1 - 11 令第138条第3項(特別の経済的な利益の額の計算)に規定する「通常の利率」は昭和39年4月25日付直資56・直審(資)17「財産評価基本通達」(法令解釈通達)の4-4に定める基準年利率(同条第2項に規定する金銭の貸付けを受けた日を含む月に適用される基準年利率とする。)<u>「貸付けを受ける期間」は1年を単位として計算した期間(1年未満の端数があるときは切り捨てて計算した期間)複利の方法で現在価値を計算する場合の「複利現価率」は小数点以下第3位まで計算した率(第4位を切り上げる。)による。</u></p> <p>(注) <u>同条第2項に規定する金銭の貸付けを受けた日を含む月に適用される基準年利率が連結事業年度終了の日において公表されていない場合は、公表されている直近の月の利率によって差し支えないものとする。</u></p>	<p>(複利の方法による現在価値に相当する金額の計算)</p> <p>16 - 1 - 11 令第138条第3項(特別の経済的な利益の額の計算)に規定する「通常の利率」は年3.0%、「貸付けを受ける期間」は1年を単位として計算した期間(1年未満の端数があるときは切り捨てて計算した期間)複利の方法で現在価値を計算する場合の「複利現価率」は小数点以下第3位まで計算した率(第4位を切り上げる。)による。</p>

十二 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い...改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の法令解釈通達の適用に関し、次に掲げる事項については、それぞれ次による。</u></p> <p>(1) <u>この法令解釈通達による改正後の1 - 7 - 1の(1)の取扱いは、平成16年10月1日から適用する。</u></p> <p>(2) <u>この法令解釈通達による改正後の8 - 1 - 19の(1)のロ、8 - 6 - 1の(2)及び8 - 8 - 12の注の取扱いは、平成17年1月1日以後にされる破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て又は職権でされる破産手続開始の決定に係る破産事件について適用し、同日前にされた同法附則第2条(旧法の廃止)の規定による廃止前の破産法の規定による破産の申立て又は職権でされた破産の宣告に係る破産事件については、なお従前の例による。</u></p> <p>(3) <u>この法令解釈通達による改正後の16 - 1 - 11の取扱いは、平成16年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>